

## 第2回軽米町議会定例会

令和 5年 6月 5日 (月)

午前10時00分 開 議

### 議 事 日 程

#### 日程第 1 一般質問

7番 田 村 せ つ 君

6番 中 村 正 志 君

8番 茶 屋 隆 君

5番 江刺家 静 子 君

○出席議員（12名）

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 田中祐典君  | 2番  | 甲斐鉦康君  |
| 3番  | 上山誠君   | 4番  | 西舘徳松君  |
| 5番  | 江刺家静子君 | 6番  | 中村正志君  |
| 7番  | 田村せつ君  | 8番  | 茶屋隆君   |
| 9番  | 大村税君   | 10番 | 細谷地多門君 |
| 11番 | 本田秀一君  | 12番 | 松浦満雄君  |

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                                      |        |
|--------------------------------------|--------|
| 町長                                   | 山本賢一君  |
| 副町長                                  | 江刺家雅弘君 |
| 総務課総括課長                              | 日山一則君  |
| 会計管理者兼税務会計課総括課長<br>兼収納・会計担当課長兼課税担当課長 | 古舘寿徳君  |
| 町民生活課総括課長                            | 工藤晃子君  |
| 健康福祉課健康づくり担当課長                       | 日向安子君  |
| 産業振興課総括課長兼農林振興担当課長                   | 竹澤泰司君  |
| 地域整備課総括課長兼上下水道担当課長                   | 中村勇雄君  |
| 再生可能エネルギー推進室長                        | 日山一則君  |
| 水道事業所長                               | 中村勇雄君  |
| 教育委員会教育長                             | 小林昌治君  |
| 教育委員会事務局総括次長                         | 野中孝博君  |
| 選挙管理委員会事務局長                          | 日山一則君  |
| 農業委員会会長                              | 山田一夫君  |
| 農業委員会事務局長                            | 竹澤泰司君  |
| 監査委員                                 | 西山隆介君  |
| 監査委員会事務局長                            | 関向孝行君  |

○職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

|         |       |
|---------|-------|
| 議会事務局長  | 関向孝行君 |
| 議会事務局主事 | 竹林亜里君 |
| 議会事務局主事 | 松坂俊也君 |

---

◎開議の宣告

○議長（松浦満雄君） ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

---

◎諸般の報告

○議長（松浦満雄君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本定例会の日程について一部変更いたします。変更後の日程については、配布してございますので、朗読は省略いたします。

本日の一般質問は、通告順によって7番、田村せつ君、6番、中村正志君、8番、茶屋隆君、5番、江刺家静子君の4人とします。

これで諸般の報告を終わります。

---

◎一般質問

○議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

質問通告に基づき、順番に発言を許します。

---

◇7番 田村せつ議員

○議長（松浦満雄君） 7番、田村せつ君。

〔7番 田村せつ君登壇〕

○7番（田村せつ君） おはようございます。田村せつです。また4年間頑張りますので、よろしく願いいたします。

それでは、議長の許可をいただきましたので、私からは通告していた2項目についてお伺いします。

まず初めに、町民バスの運行について伺います。私は、これまでも町民バスの運行については一般質問してきました。その都度問題点などについては検討していただき、解決していただけてきました。町民バスの利用者は、年々減少傾向にあると聞きます。でも、運転免許のない人や免許返納者にとっては、各地域から町中心部への唯一の移動手段であります。このバスのおかげで軽米町に行って買物や用足しができるし、何より町に出てくるのが楽しみであると聞きます。そして、その日が市日の日だと余計うれしいそうです。私は、利用者が減少しても、バスを利用する人がいる限り町民バスの運行は継続してほしいと思っております。

今度かるまい文化交流センターの完成と同時にバスターミナルも運用できるようにするという事です。私は、かるまい文化交流センターは町民に親しまれ、誰もが気軽に利用したり、いろんなことに活用してほしいと思っております。せっかくのかるまい文化交流センターです。たくさんの人に利用してほしいと思っています。

それで、私は以前一般質問で、各地域からの町民バスの運行とは別に、バスターミナルを拠点として町内各地の誰もが利用できるようにまちなか線専用のバスを運行してはどうでしょうかと伺ったところ、町民の利便性を考えながら前向きに取り組んでまいりたいとのことでした。その件につきましてはどのように検討されたのでしょうか、お伺いします。答弁よろしく願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 田村議員の町民バス運行についてのご質問にお答えいたします。

町民バスは、町内の各地区からの路線のほか、役場や物産交流館、病院、老人福祉センターなどを巡回するまちなか線など全10路線を運行しております。町中心部を運行する路線としましては、まちなか線のほかに緑ヶ丘や新光団地から町中心部を経由し、軽米インターバス停までを結ぶまちなかインター線を運行しております。現在のまちなか線のほかにかるまい文化交流センターバスターミナルを拠点とした新たな町なか専用のバスを運行することにつきましては、令和3年12月議会で田村議員からのご意見を受けて検討してまいりましたが、バスの運行・路線維持には多額の経費を要していること、また民間バス会社が運行している路線との兼ね合い等から、現時点において増便することは難しいと考えております。

しかしながら、平日の日中につきましては、町民バスのまちなか線、まちなかインター線のほか、コミュニティバス、JRバス、県北バス、南部バスなど多くの路線が町中心部を運行していることから、これらのバスを有効に利用できるように広報等での周知を強化するとともに、町民の皆様のご意見を聞きながら利便性の向上に努めてまいります。

田村議員のご意見のとおり、町民バスをはじめとする公共交通機関は、運転免許を持っていない方にとって非常に重要な移動手段であることから、12月の開館に向け、かるまい文化交流センターのバスターミナル化について着実に進めるとともに、引き続き公共交通の維持、改善に取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 田村せつ君。

〔7番 田村せつ君登壇〕

○7番（田村せつ君） 答弁ありがとうございます。実情について、よく分かりました。私は、まちなか線専用のバスが運行すれば、町内の運転免許を持たない人たちや高

齢者の人たちもバスを利用して、かるまい文化交流センターを利用したり、病院や老人福祉センターのお風呂などの利用のために大変助かると思って提案いたしました。今後も、町民のためにいろいろ利便性を考えて実行に移るようにしてほしいと思います。いろんなことを視野に入れて考えてくださればと思います。そして、軽米町民の誰もが健康で安心して暮らしていくためにも、ぜひ町民のことを考えていろいろ検討してくださることをお願いしまして次の質問に移ります。

次は、ペットの火葬についてお伺いいたします。現代は、ペットも家族の一員として生活を共にしている家庭が多いです。そういう観点からも、ペットが亡くなったときなど、大切に弔う家庭が多いと言います。火葬してあげたいけれども、軽米町には火葬場がないので、ほかに行かなくてはならないそうです。でも、地元以外だと火葬料に差があると言います。

そこで、軽米町にもペットを火葬できる施設ができれば助かるという町民の声を聞きます。このことについてはどのように考えますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 2点目のペットの火葬についてのご質問にお答えいたします。

動物の死体は、法的には廃棄物の処理及び清掃に関する法律で廃棄物とされる場合があります、ペット専用の火葬炉がない自治体では廃棄物処理施設で焼却する事例もあるようですが、飼い主にとってペットは家族の一員であり、ペットの葬儀についても手厚く葬りたいとお考えの方も多くおられ、民間サービスを利用して火葬やお骨上げ、納骨などをされるケースも多いようでございます。

軽米にもペットを火葬できる施設があれば助かるとのことですが、令和2年のかるまい斎苑の建設に当たり、ペットの火葬炉の設置について検討した経緯がございますが、多額の建設費用が見込まれることなどから設置に至りませんでした。家族同様に過ごされてきたペットとのお別れを丁寧に見送りたい飼い主のお気持ちは十分理解するところでございますが、現時点におきましてはペットの火葬場整備は予定しておりませんので、ご理解のほどよろしく願いをいたします。

○議長（松浦満雄君） 田村せつ君。

〔7番 田村せつ君登壇〕

○7番（田村せつ君） ありがとうございます。よく分かりました。

昔は、土に返すという意味合いから敷地の周りに埋めたりしたようですが、土に返るまでに数年はかかると言いますし、その間にほかの動物に掘り起こされる心配もあるので、火葬してから埋めたいという気持ちが大きいようです。何より今は火葬して、家族とずっと一緒にいられる場所に埋葬するということが多いようです。ペットの火葬場も今すぐということは可能でないことは重々分かりますが、町民の

ニーズに応じて、近い将来に検討課題として考えてくださればと思います。このことをお願いして私の質問は終わります。

---

◇ 6 番 中 村 正 志 議員

○議長（松浦満雄君） それでは、次の質問者に移ります。

6 番、中村正志君。

〔 6 番 中村正志君登壇〕

○ 6 番（中村正志君） このたびの町議会議員選挙におきまして、多くの町民の皆様方から温かいご支援、ご支持を賜り、3期目の議員を務めさせていただきこととなりました6番、中村正志です。何とぞよろしくお願いたします。

私は、これまでの2期8年間の経験を生かしながら、元気なまち軽米の実現に向けて、町民みんなが笑顔で明るい楽しいまち軽米に、子供も高齢者も若い人たちも一緒になって語り合える町づくりを目指して頑張っております。

私は、3期目に当たり、4つの公約を掲げました。第1に人口減少・少子化対策、第2に交流人口の拡大、第3に町民の意見、提言を町政に反映させていくために議会報告活動を積極的に推進していきます。最後の4つ目は、議会の活性化に努めたい。もっと若い人たちに議会への関心、町づくりへの関心を持ってもらうためには何をすべきかという問題意識を常に持って議員活動に取り組んでまいります。よろしくお願いたします。

さて、前置きが長くなりましたが、質問通告しておりましたかるまい文化交流センターについてお伺いします。かるまい交流駅（仮称）をかるまい文化交流センターの名称に置き換えて5点について質問いたしますので、明快な答弁方、よろしくお願いたします。

第1点目です。昨年7月6日の臨時議会で、かるまい文化交流センター建設予定地から出土した医療廃棄物の撤去費用を岩手県に対し1億9,533万円の損害賠償を求める訴訟を議決し、翌8月8日に軽米町では提訴いたしました。その後10か月以上経過していますが、オンライン等で書面手続を行っているという情報を新聞記事で見っていますが、町議会が議決し提訴されている案件に対し、町が何を主張し、県はどのように反論しているのかなど手続経過を説明する責務があると思います。これまで4回の準備手続がオンラインで行われているようですが、これまでの経過の内容についてお伺いします。

次に、第2点目ですが、かるまい文化交流センター設置条例が令和5年3月定例会で提案され、可決されました。条例施行は、規則で定める日から施行するとありますが、規則制定日はいつなのか。規則制定前からかるまい文化交流センターという名称が使われていますが、それでいいのでしょうか。また、愛称宇漢米館との使

い分けはどのようにしようとしているのかお伺いします。

3点目の質問です。かるまい文化交流センターの運営予算が3月定例会で議決され、広報かるまいに運営事業として9,254万円の予算が掲載されました。この予算に対し、歳出内容の説明がありません。町民の中では、今後の運営予算の経費に不安を感じている人が少なくありません。今後恒常的な運営費をどのように賄うのか、歳入の財源は何なのかなど、町民の不安解消のため、今後の財源の見通しについてお伺いします。

4点目です。山本町長は、かるまい文化交流センター施設は人と文化をつなぐ新たな創造の拠点として、町民に親しまれ、誰もが気軽に利用、活用することによってにぎわい創出につながると3月定例会の施政方針で述べられています。町長は、にぎわい創出について、どのような具体イメージを持っているのかお伺いします。

また、にぎわい創出のために新たなイベント等が不可欠だと思いますが、イベント予算の規模等の考えも併せてお伺いします。

最後の5点目についてお伺いします。かるまい文化交流センター完成後、現在の軽米中央公民館、図書館などのふるさとコミュニティーゾーン、語らい広場の今後の活用方法についてお伺いします。図書館や蔵などの歴史的建造物の保存活用や地区公民館としての利活用の需要は多いと思います。集会施設を持たない行政区もあり、地区民の生涯学習施設として、地区民が気軽に集まれる施設として、自主管理も含めての活用方法もあると思いますが、今後の利活用をどのように考えているのかお伺いします。

以上、通告しておりましたかるまい文化交流センターについて、5点お伺いしました。答弁方、よろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 中村議員のかるまい文化交流センターについてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の軽米町が岩手県に対し損害賠償を求め、提訴した案件について申し上げます。昨年8月8日に盛岡地方裁判所に訴状を提出してから約9か月経過いたしました。この間ウェブ会議形式ではありますが、4回にわたり双方の代理人弁護士等が出廷し、裁判所と協議を進めてきたところでございます。

ご質問のありました町が何を主張し、県がどのように反論しているかなどについてお答えいたします。町としましては、前所有者と賃貸借契約をしていた県が巨額の撤去費用を要する膨大な廃棄物を埋設したまま放置したことに対し、当該土地群の売買契約に基づき損害賠償請求権を承継した町が民法第621条の規定による原状回復義務違反に基づく損害賠償請求、埋設物の撤去は埋設者たる県が行う義務が

あり、町が代わりに行ったことを理由に民法第702条の規定による管理者による費用の償還請求及び埋設から発覚時、発覚後の対応も含め、県自ら埋設した埋設物の撤去を行わなかった一連の不作為全体について問う国家賠償法第1条の規定に基づく賠償請求などを求めているところでございます。

これに対し岩手県は、「発見された埋設物の中には助産所や企業など病院以外の者が埋設した疑いのものもあるので、県に全て責任があるとは言えない」、「鉛成分の原因が病院由来の廃棄物であるとする根拠がない」、「埋設行為は、昭和44年頃までに行われたものであることから、20年以上が経過しており、債務不履行責任の除斥期間や消滅時効が成立している。当時は、廃棄物処理法の制定前なので、廃棄物を地中に埋設することは違法ではなく、公法上の義務を負わない」などを柱とした主張をしております。町や県の具体的な細部の主張につきましては、相当な量になることに加え、現在係争中でありますので、答弁は控えさせていただきたくご理解をお願いするものであります。

今後におきましては、5月10日に開催されました第4期日におきまして、岩手県の被告準備書面に対する反論として第4準備書面を提出したところでありますが、原告である町が提出した当該準備書面に対し、被告である岩手県が6月末を目途に反論書面を提出し、それを踏まえ裁判所が争点・論点整理や今後の方向を検討することとなっているところでございます。

2点目のかるまい文化交流センター設置条例が、令和5年3月定例会で可決され、条例施行は規則で定める日から施行とあるが、規則制定日はいつなのか、規則制定前からかるまい文化交流センターという名称を使っているのか、また愛称宇漢米館との使い分けはどのようにしようとしているのかのご質問にお答えいたします。

最初に、かるまい文化交流センターの設置条例の施行日を定める規則の制定日についてお答えいたします。現在かるまい文化交流センターの建設工事については、7月25日の完成を目指し、工事が進められております。施設の完成後、図書館等の移転作業を進め、12月の開館を目指し準備を進めているところでございます。

ご質問のかるまい文化交流センター設置条例の施行日を定める規則は、かるまい文化交流センターが完成し、施設の引渡しを受けた段階で制定することを予定としております。また、かるまい文化交流センター設置条例については、本条例の附則において規則の定める日から施行することとなっておりますが、施設の使用許可申請、その他かるまい文化交流センターを共用するために必要な準備行為については条例の施行前でも行うことができるよう、条例附則中にその旨の規定を設けており、施設の名前を使うことについては必要な準備行為であると理解し、広く町民の皆様へ施設名等の周知や各種準備業務を進めているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。



次に、愛称宇漢米館との使い分けについては、宇漢米館は親しみや愛着を持って施設を呼んでいただくため、一般公募を行い決定したもので、多くの皆様に親しみを込めて使用していただきたいと考えております。

議案、予算書などの公用文書での表記についてはかるまい文化交流センターを使用しますが、町民の皆様には使い分けすることなく、呼びやすいほうで読んでいただきたいと考えております。

3点目のかるまい文化交流センターの運営費、財源の見通しについてのご質問にお答えいたします。かるまい文化交流センターの令和5年度一般会計当初予算に計上した運営費の内容については、本年3月定例議会の中村議員からの一般質問の中で説明させていただいたところではありますが、広報かるまいに掲載する際、内容の説明がなく、町民に不安や心配をおかけしたとのご指摘については、ご指摘を真摯に受け止め、今後丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

また、施設の経常経費を賄うために施設の利用者が負担する多目的ホール、トレーニングルーム、会議室等の使用料で管理費全額を賄うことはできないため、現在の物価高騰、電気料高騰などの不確定要素もありますが、施設の効率的な運営、経費の削減に努めるとともに、一般会計全般について歳出予算の削減の努力と歳入の確保に努め、安定的な施設の運営に努めてまいりたいと考えております。

4点目のかるまい文化交流センターによるにぎわい創出の具体イメージについてのご質問にお答えいたします。かるまい文化交流センターによるにぎわい創出には、子育て支援施設、多目的ホール、図書館、トレーニングルーム等、施設を活用した各種イベントの開催や公共交通機関の利便性の向上、中心街イベントの開催などを充実させ、町内外から多くの人を訪れるにぎわいの創出を行ってまいりたいと考えております。そのためには、施設の管理を行う教育委員会のみならず、町内の各種団体や各課で知恵を出し合っていかなければならないと考えております。

本年度は、町民文化祭ステージ発表、郷土芸能まつり、生涯学習フェスティバルのほか、町内の文化団体等にご活用いただき、新たなイベント等については令和6年4月以降にオープンイヤーとして開催する方向で考えており、予算規模、内容については今後全庁体制で検討を進めてまいります。

5点目の現在の軽米中央公民館、図書館などのふるさとコミュニティゾーン、語らい広場の今後の活用方法についてのご質問にお答えいたします。現在の軽米中央公民館、図書館などのふるさとコミュニティゾーン、語らい広場は、これまで多くの町民に親しまれ、活用されてきました。しかしながら、施設の老朽化が進み、今後改修費や維持管理費の増加が懸念されることから、場所を移転し、子育て支援施設等も加えた新たな複合施設としてかるまい文化交流センターの整備を進めてきているところでございます。

中央公民館、図書館が移転した後の施設等の活用については、今後検討を進めてまいります。一部は、一部の行政区から地域の公民館等として活用したいとの要望は受けておりますが、新たに整備するかるまい文化交流センターには冷暖房を完備した快適な会議室等を整備することから、そちらの活用をぜひともご検討いただきたいと思いますと考えております。

今後は、自主管理を含めた施設の使用、払下げ等については、施設の安全性等についての確認等を行いながら検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔6番 中村正志君登壇〕

○6番（中村正志君） 答弁ありがとうございます。私が期待した以上に答弁をしていただいたなど。

5点についてそれぞれ再質問させていただきますけれども、1点目の提訴の関係については、もっと軽くあしらわれるのかなと思っていましたけれども、結構ちゃんと説明いただきましてありがとうございます。ただ、これまで4回の協議を行っていて、今度7月にまた5回目が行われるということは新聞等で見て情報を得たのですけれども、今の答弁をお伺いしたところ、かなり最終的な方向に行っているのかなというふうにちょっと感じましたけれども、和解の方向といたしますか、裁判長の裁定のほうを期待しているようなところもあったような気がしていました。町の主張に対して県が反論するというふうなことは新聞で見えていたけれども、なかなか平行線で続いているのかなというふうに感じたりしたところが、そうでもないのかなと、それぞれで前に進んでいるのかなと。

なぜ私がここでこういう質問をさせていただいたかといいますと、まずかるまい文化交流センターがあと1か月もすれば完成されると。この完成される状況の中で、町民の方々が本当に手放しで喜べる状況にあるのかどうかというふうなこと。これは、県とかるまい文化交流センターの提訴問題が長続きすることによって、果たして町民の方々が実際、ああ、完成したというふうなことで大喜びできるのかなという、ちょっと疑問を感じるわけです。ですから、町民の感情を解消してもらおうというためにも、ぜひ何とかして早め早めに和解する方向を町も町長も考えてもらいたいなというふうに感じるわけです。その辺の見通しも含めて、再度町長の手応えといたしますか、そこのところを、まず第1点目について再質問させていただきたいというふうに思います。

第2点目ですけれども、理屈で言えばそうだというふうに受け取りましたけれども、一番引っかけたのが、かるまい文化交流センターでも宇漢米館でもどっちでも使いやすいほうを使ってくださいという言葉、これは非常に無責任ではないかと。

ほとんどの市町村での施設については、愛称をつければほとんどが愛称で呼んでいるというふうに私は感じております。先日県と盛岡市で造られた野球場、今はもう誰もがきたぎんボールパークという言葉で、あれは多分愛称、企業の名前を使ってやっているのです。誰もが何とか野球場とか、何とかという言葉ではないはずです。盛岡なんかであればタカヤアリーナとか、何とかアリーナとかという、みんなそういうふうな愛称的な言葉を使っていると。何のために愛称を使うのかと。これからの施設の呼び方は愛称でいきますよと、そのために愛称というのをつけるのではないかなというふうに私は認識しております。それが正式名称でも愛称でもどちらでも使いやすいのを使ってくださいという、これは非常に無責任な対応ではないのかなと。もう軽米ではあそこのところは、愛称というのをつけたら、宇漢米館と。誰もが宇漢米館、宇漢米館というふうに言うのが筋ではないのかなというふうに思うわけですがけれども、そこのところを再度。ほかのところも勉強していただければ、そんなことは誰でも分かることで、常識的なことでないかなと思いますので、再度そのことについて、担当課でもよろしいですけれども、お伺いしたいと思います。

それともう一つ、宇漢米館というふうな愛称をつけたときに、一般公募されたところ。何か聞くところによると、発案者の方が言うには謝礼も何もなかったよという言い方をされておりました。これは本当だったのでしょうか。普通一般公募して選定委員会で決めれば、大体は宇漢米館に決まりました、これを応募してくださった方に何らかの謝礼というのは当然何でもあるような気がするのですけれども、そのことのお伺いしたいということをお願いしたいと思います。

それから、宇漢米館というのはいま既にあそこに、施設の外壁に書いてあるというか、表示されていますよね。私は、よく目が見えないからよく見えていませんけれども、道路から見ても宇漢米館というのが表示されているなというふうに見ています。これから宇漢米館というのを使うのであれば、宇漢米というのは何なのかと。それこそ軽米には宇漢米太鼓というのものもあるわけですがけれども、かつて軽米地方にいた豪族が宇漢迷公だったというふうなこと、果たしてこれをどれだけの人たちがどれだけの内容でご理解いただいているのかなと。これからも軽米町のシンボルとしての施設を宇漢米館というふうに名づけるのであれば、宇漢米というふうなことを軽米町のどなたでも説明できるような状況にしなければならないのではないかなと。やはりそのためにもっともっと啓蒙活動といいますか、宇漢迷公という、昔軽米地方にこういうふうな形で豪族としていて、非常に歴史的な人物ですよというふうなことを何度か、小学生でも中学生でも言えるような状況をつくる活動が必要ではないかなと私は思うわけですが、そのような考え方はないのかどうかもお伺いしたいと思います。

次に、3点目の予算についてですけれども、私も確かに生涯学習施設については

前々から早く早く造ってほしいというふうに、私自身も生涯学習関係の仕事も長くやってきた人間でございますので、軽米町に一番不足しているのはホールつきのイベント会場が全くないと、そういうふうなことで、何としても軽米町の大きな課題だよということ saying ってきたわけですので、これは当然造って喜ばしいことだとは思いますが、ただああいう施設を造れば予算は当然かかると。ですから、かかることに対して不安を持つ町民の方々がいると、ではそのことについてもっともっと丁寧な、今丁寧な説明が必要だったというふうなことをおっしゃっていただけると、そのような形でもっともっと丁寧に説明して、当然かかると思います。民間ではないのですから、何やったら赤字だと思います。当然役場から出ていくお金が必要だと。ですから、その辺のところをご理解いただくようにちゃんと説明いただくと。

一般財源、今のところはまだこの財源をこれに充てるとかなんとかというふうな説明は今回ありませんでしたけれども、軽米町にはそれこそ太陽光等で固定資産税とかふるさと納税、企業版ふるさと納税とかあるわけですので、まずこの予算いくらは宇漢米館の維持管理費のほうに充てていきますよとか、そういうふうなことで説明をしていただければ、あっ、そうなのだというふうなことで理解できるのではないかなと。これだって、まだまだ10年、20年は続く財源であるかと思しますので、そういう説明もあってもいいのではないかなと。特に今国のほうでは子供予算の関係で、財源はどうしたらいいかということで非常にもめております。そのことについても、やはり町民の方々もそういうふうなことを意識しているのではないかなというふうなこともありますので、そういう説明を、当然費用はかかると思いますので、その辺のところを、赤字は当然この分はあるのだけれども、しかし皆さん方からの負担はそんなに多いわけではないのですよと、そういうふうに企業版ふるさと納税のほうから、または国のほかの補助金とか、そういうふうなのを使って維持管理費に充てていきますよとかというふうな説明がいただけるのであれば、もっと安心していけるのではないかなというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。

あと、4つ目のにぎわい創出のイメージ化ですけれども、何かいまいちまだぱっとしないというか、ただ施設を造ればにぎわい創出というふうなこと、施設を造れば利用するのだというふうなこと、これだけの考え方ではこれからの施設運営というのは難しいのではないかなと。私もこれまでいろいろと見てきておりますけれども、特にスポーツ関係の施設等を見ても、大金をはたいて維持管理している野球場なんかほとんど使われていないと。あれだって使われていなくても年間何千万円という経費もかかっていると、そういうふうな状況を見ています。ましてや箱物であれば、もっとかかる。ですから、いかにしてこれを使うか、使わせるかと。今は、

今やっている団体の催しをやっていただけると。果たしてそれで、何のためにここに造ったかと。今までの施設で、もうそれで十分やってきたのではないかと。でなかったら、やっぱりここで新しくこれだけのものを造ったら、ここでなければできないようなものをもっと取り入れていくべきではないのかなと。

ほかの市町村のこういう文化会館等では、年間2,000万円とか3,000万円とかというイベント予算を町のほうで出して、とにかくそれで町民に還元するようなイベントをどんどん開催してくださいというふうなことで予算をつけているところが非常に多いと私は聞いています。だから、その辺のイベント予算等もやはり当然必要だというふうに思います。

かつて、今はないのですけれども、商工会のほうで、それこそ年に1回とか大売り出しやって、歌手を呼んできて、町の人たちに、それこそ昔の古い施設、中学校の体育館だとか昔の軽米小学校の講堂とか、そういうところを使ってでも、我々がテレビがない時代にでも、そういうふうな人を呼んで見させていただきました。そういうふうなことが、今度は施設は申し分ないのであれば、そういうふうなこともどんどん積極的にやって、やはり軽米町の人たちにも一流の人たちを見せるイベントをどんどんやっていただきたいなというふうに思います。私、たまたま先日、吉幾三コンサートを盛岡で見させていただきました。たった2,600円でした。でも、生バンドでがらがら鳴る、それこそテレビにいつも出てくる人が歌う姿を、私恥ずかしながら、ああいうのは初めて見させていただきました。やはり一流というのは違うのだなというふうに感じました。やはりそういう一流の人たちのイベント、一流の人たちのお話を聞く機会というのを軽米町民の方々にもどんどん提供していただくことを考えてほしいなと。そういうイベント予算もぜひ考えていかなければならないのではないかと。今はまだ検討中だというふうに言っていますけれども、今検討中でいいのかなと。もう決断して、どんどんやりなさいというふうなぐらいの気持ちで進めてほしいなと思いますけれども、再度イベント予算等についてどのようにお考えなのかお伺いします。

最後に、跡地利用ですけれども、公民館の跡地利用。私は、今非常に寂しい感じをしております。軽米町の歴史的なものがどんどんなくなっているなど。私も軽米町に住んで、もう70年近くになるのですけれども、昔のことを思い出しながら、あそこにあれが、ああいうのがあったなというふうなのがどんどんなくなっている。今の図書館は、昭和25年頃建設された。私もその当時のことはあまりよく分からないのですけれども、生まれていませんから。でも、私が卒業した小学校はあの建物と全く同じ建物でした。私の小学校はここ、同じ役場ですけれども、一番最後の卒業生でしたけれども、玄関は全く同じ造り方、昔はああいう造り方をしていたのだなというふうに私は感じていますが、非常に懐かしさを感じるし、

歴史を感じるなど。東京のほうからお客様が来れば、ここはいい施設ですねとよく言われていました。それを何とか、全部を保存するというわけでもなく、何かの形で保存しながら活用するという方法を考えるべきではないのかなど。そして、併せて隣にある蔵、かつては生活文化博物館と言われましたけれども、今はもうそれはなくして、ただの蔵とかというふうに言っていますけれども、あそこだって大正時代の蔵ではないのかなど。いつかテレビで、何かあれと同じような造りをした蔵で、1階で喫茶店をやっているというふうなところもあったり、非常に趣のある施設だなど。町民公募も含めて活用は可能ではないのかなというふうに感じますけれども、そこを何とか活用するようにお願いしたいと。

あともう一つ、さっきどこかの地域で公民館として活用させてくれないかと言ったところ、かるまい文化交流センターを使ってほしいと言っていると。私は、違うのではないかなというふうな気がします。あそこは、やはり地区公民館として、私はそういうふうな地区、地域の公民館の施設として活用する方向のほうがいいのではないのかなど。かるまい文化交流センターは、どちらかという中央公民館と、全町的な公民館であって、ましてや維持管理費も当然かかるでしょうし、その辺のところはちょっと考え方が違うような気はしていますけれども、そのところも含めて再度答弁方お願いしたいというふうな。

いっぱいになりましたけれども、何とか答弁方お願いしたいというふうに思います。町長だけでなく、担当課でもよろしいですので、よろしくお願いします。

○議長（松浦満雄君） 中村議員、ちょっとここで休憩していいですか。途中だと、またあれですので、よろしいですか。

では、皆さんの時計で11時まで休憩いたします。

午前10時47分 休憩

-----  
午前10時58分 再開

○議長（松浦満雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

大村議員より早退の申出がございましたので、それを許可いたしました。

それでは、町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 逐次再質問に対して答弁を行ってまいりたいと思いますが、不足の部分もあると思いますので、それについてはまた担当課長のほうから説明させたいと思います。

まず、1点目の訴訟の関係につきましては、私もできるだけ完成前にそういった判決が出て、こちらの主張が認められ、そしてまた皆さんで喜び合えるような環境にできればと思いますけれども、なかなか判決の日付につきましてはこちらで決め

ることはできませんので、こちらの主張がしっかりと通るようにこれからも頑張っ  
てまいりたいというふうに思っております。

それから、宇漢米館の名称につきましては、これは一般公募で名称、愛称が決ま  
ったことを町民の皆様に周知し、機運を高めるために積極的にこれまで使ってまい  
りました。ご指摘があった分につきましては謙虚に受け止めながら、今後も進めて  
まいりますので、ご理解いただくようお願いをいたしたいと思えます。

今後とも宇漢米につきましても、現在掲示板等は貼り出す予定ではございませ  
れども、なお皆さんに広く理解していただくような努力は今後ともしてまいりたい  
と思っております。

それからまた、予算のことも触れられておりましたので、令和5年度の一般会計  
予算計上の中身について、ご説明をさらに申し上げてまいりたいと思えます。まず、  
会計年度任用職員の人件費といたしまして1,650万円計上しております。それ  
から、光熱水費や消耗品費、印刷製本費などの需用費として2,792万9,00  
0円、通信運搬費や手数料などの役務費として496万3,000円、各種検査や  
施設管理に関わる委託料2,012万4,000円、公用車や施設内衛生管理機器  
などの使用料として653万9,000円、それからさらににぎわい創出や施設運  
営等に地域おこし協力隊員を活用できるように、その経費といたしまして1,63  
2万1,000円を計上しているものでございます。見込まれる財源といたしまし  
ては、多目的ホール、トレーニングルーム、会議室の使用料等となりますけれど  
も、今後の経常的な運営費全般を賄うことはできないため、施設の効率的な運営に努め  
るとともに、一般会計全般について歳出予算の削減の努力と歳入の確保に努めなが  
ら、安定的な施設の運営に努めてまいりたいと考えております。

それからあと、不足するものに関しては担当課長等から説明させたいと思えます。  
よろしく願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 副町長、江刺家雅弘君。

〔副町長 江刺家雅弘君登壇〕

○副町長（江刺家雅弘君） 町長が答弁した、そのほかについてご説明申し上げたいと思  
います。

先ほど町長のほうも今後の裁判の行方ということで、中村議員のほうからも和解  
という方法もそろそろ考えられるのではないかというふうなご意見でございました  
けれども、一般質問の際に答弁いたしましたけれども、これまで4回の準備書面、  
お互いの主張を出してきた。次、今月末ぐらいに、いずれ県庁からの反論をもって  
裁判所のほうで、そろそろ論点を整理して、今度具体的な進め方を検討したい、そ  
ういった考えを持っているようだということで、町でお願いしている弁護士の方  
から伺っております。なので、今月末ぐらいになりますと様々、また新たな動きが

出てくるのかなと思ってございます。なので、またその際には皆様方にこういった動きになってきたといった部分を説明申し上げたいと思っておりますので、ご理解のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、宇漢米についてのご説明、皆さんに周知ということでございましたけれども、以前の議会でも答弁しました。当然宇漢米の由来につきましては、かるまい文化交流センターの館内の中にも宇漢米の由来について説明をするパネルというか、そういったものを展示する予定になってございます。先ほど豪族だったとか、それだけではなくて、それにちなんで、例えば町でもいろいろな、宇漢米まつりだとか、そういった焼酎なんかも作って、宇漢米という言葉を使ってきたのだよというような表現等につきましては、いずれ今後作成する予定ですので、その辺ご意見等も参考にしながら、どういったものにしようかなと考えていきたいと思っておりますし、今年度の予算でかるまい文化交流センターのパンフレット、今度作成する予算も今年度の予算に盛り込まれております。なので、そのパンフレット等にも宇漢米の由来等について、どういった形で説明したらいいのか、その辺はまた皆様、管内、役場内でも議論しながら、パンフレットの作成に取り組んで周知を図ってまいりたいと考えております。

それから、愛称、名称を応募して採用されて謝礼等が、本来ではよそではやっているのだが、なかったのではないかとということでございましたけれども、今回直接採用された方に謝礼という形ではなくて、本オープンの際に記念式典といいますか、祝賀会といいますか、何かそういった催物も考えております。その中で、採用いただいた方に感謝状等を贈呈してお礼というような形にしようかな。これもはっきり決めたわけではございませんけれども、募集した際にそういった形で感謝状を交付したらいいのではないかとということで課内では考えておりますので、今後そういった方法を検討してお礼等をしてまいりたいと考えております。

あとそれから、にぎわい創出の具体的なイベントでございませうけれども、取りあはずは図書館、中央公民館等で行われていたイベントをまず開催する。当然にぎわい創出へ結びついて、交流人口の拡大にもつなげていかなければならない施設だと考えておりますので、いずれ商店街、あとは商工会の皆様方と意見を出し合って、どういった催物、例えば芸能人なんかも呼べるようであれば、そういった部分を検討の中に入れながらご意見を伺って、具体的なイベントについては今後また考えてまいりたいと思っておりますのでございます。

あと、施設、現在の図書館、中央公民館の跡地利用につきましてでございますけれども、答弁でも申し上げました、いずれ安全性が第一だということで、町としては新たな交流施設という形に進めましたけれども、先ほどもいろいろ答弁で、行政区の公民館としても使いたいという申入れもあった、そういった部分につきまして



はいずれ一番は安全性ということでございますので、その辺を十分検討して、ただ蔵につきましては、これはまた貴重なものかなと考えており、地域おこし協力隊の方々からは、蔵についてはちょっとした休み場だったり、簡易的な宿泊場所とか、そういった部分に改装して蔵は残したほうがいいのではないかというふうなご意見もいただいております。そういった部分につきまして、いずれ跡地利用につきましても皆様方と協議をしながら、どういった方法がいいのかというような部分を検討してまいりたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（松浦満雄君） 中村議員、答弁漏れないですか。ある。

○6番（中村正志君） 答弁漏れというか。

○議長（松浦満雄君） 再々質問ですか。

中村正志君。

〔6番 中村正志君登壇〕

○6番（中村正志君） ありがとうございます。感想も含めて、まず裁判の関係については前に進んでいるなというのは先ほど申し上げましたけれども、いずれ今の答弁の中でも新しい動きが出てくるというふうな方向であると。こういうふうな状況を随時議会のほうにも機会あるごとに報告いただければ、我々も町民に対して説明する責務もございますので、そういうふうに透明化していくというか、軽米町が何をやっているのだというふうなことを教えていただければお互いにいいのではないかなと思いますので、そのことを強く要望しておきたいと思っております。

あと、宇漢迷公については、掲示している、掲示すると、宇漢米というのは何ぞやというようなのを掲示するというお話ありました。それとあわせて、先ほど歴史的なのが軽米は非常に少なくなっているというふうなお話をさせていただきましたけれども、宇漢迷公といってもかなり昔の話ではありますけれども、ただ昔の話をストーリー性を持った物語をつくっていくというのが今風のやり方なのかなというふうなこと。ですから、宇漢迷公のイメージ像といいますか、そういうふうなものを何かしら発想を持って、例えば町民劇でもいいですし、何かそういうふうなものでもやって、宇漢米に対する愛着といいますか、そういうふうなのを持っていただければいいのかなと。私も社会教育、生涯学習については長く携わってきておりましたけれども、最近の講座等を見ると継続性ばかりで、新たな講座等がほとんどなくなっているというふうな、非常に寂しい状況を見ております。ですから、時代に合わせた形での新しいものを発想していくというのはぜひ必要ではないかなというふうに思っておりますので、そういうふうなことをぜひ取り入れていただきたいなというふうに、宇漢米に関しては特にもそれを希望したいなというふうに思います。

それで、教育委員会が所管するというふうなお話をされておりました。そこで、具

体的にかかるまい文化交流センターに教育委員会の事務局が、例えば生涯学習担当の職員がごっそりそちらのほうに移動して、そちらのほうを運営管理も含めて職務をこなすというふうな考え方があるのかどうかをまず再度お伺いしたいと。

先ほどの予算に関して、町長は会計年度任用職員が1,650万円とかと言っていましたけれども、予算書を見ると会計年度任用職員の報酬が2,121万8,000円と。この違いが何なのか、ここではあえて追及はしませんけれども、それでその中に地域おこし協力隊も入っているわけですが、地域おこし協力隊の予算は補助金ですので、これが報酬とは限らないと思いますけれども、これが会計年度任用職員の中にも含まれているのかどうかかなのかなという。地域おこし協力隊の補助金が170万円掛ける3人というふうになっていて、それよりもまず先に地域おこし協力隊の応募があったのかどうか、そこをまず確認させてください。

あと、光熱水費、多分皆さんで一番気になるのが電気料ではないかなと。7月からの分として1,778万円の予算を取っていると。これは、これからの分。ただ、今月からまた電気料が上がるとかなんとかというふうな話もあると。これがまだ、だから7月からで1,778万円です。ですから、4月、5月、6月、3か月分が抜けていますから、そうすれば2,000万円超えると、まだもっともつとつかかるのではないかなと。ただ、自家発電という言葉も3月定例会のときにあったような気がしているのですけれども、光熱水費の関係はやはり町民の方々の不安材料にもなるかと思しますので、その辺のところを解決していただくように再度説明をお願いしたいと思います。

あと、先ほどの質問者の質問の中でバスターミナルの話があったのですが、私ちょっと聞き漏らしたのかもしれないけれども、かるまい文化交流センターをバスターミナルとして、停留所として使うことは決定されているのか。これは、バス会社との交渉だと思うのですが、もう既に決定されているのか。さっき高額な予算がどうのこうのと言って、あれは別な、私は町民バスのことだと思って聞いていましたので、バスターミナルとしてはそこを使用しようとするのが許可されたのかどうか。また、それを許可する方向で今動いているということなのか、そのところ。というのは、例えば高速バスの停留所が今インターの近くのほうにあるわけですが、あれをこっちのほうに持ってくるのか、そういうふうな考え方も含めて動いているのかどうかをお伺いしたいと思います。

あと最後に、公民館とか図書館、やはりああいう古いものの活用といえば、どうしても安全性というふうなことがよく言われます。しかし、安全性とって、そこに寝泊まりしているわけではないので、そこまで常に考える必要はあるのかなという。特に図書館なんかは町なかにもありますし、私は軽米のイメージ的な部分として、非常にいいイメージを持った古い歴史的な建物であると。例えば「ハイキュ

一!!」のお客さんがまだ来ていると。今の町のところをお借りしているようですが、それよりはそれこそ図書館のどこか、もう少し広く「ハイキュー!!」記念館とか、そういうふうなもので、来た人たちがそこに来れば見ることができる、休憩できるというふうなこともできるのではないのかなと。

また、検討委員会か何かでの話、ちらっと見たのですけれども、郷土芸能の保存館といいますか、郷土芸能のものを置くところとか、そういうふうなところで公民館とか図書館等、そういうふうなところを使わせてほしいなというふうな希望が意見として出ていると。あちこちでそれを購入しても、今はもう伝承活動ができなくなっていると、多分物置の奥のほうにしまっていると、それらを展示するような場所が必要だというふうなことを言っているのではないかなというふうに私は感じて見ていましたけれども、そういうふうな活用もあると思います。いろんな活用方法があるかと思いますので、ぜひあれはあれのまま、まず残しながらやってほしいなと思いますけれども、その辺の意見等についてどのようにお考えなのかも含めて答弁方お願いしたいと思います。

これで私の3回目の質問になりますので、よろしくお願いします。

○議長（松浦満雄君） それでは、再々質問に対する答弁。休憩しますか。

〔「休憩」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） それでは、休憩します。

午前11時17分 休憩

-----  
午前11時19分 再開

○議長（松浦満雄君） それでは、再開します。

答弁を総務課総括課長、日山一則君。

〔総務課総括課長 日山一則君登壇〕

○総務課総括課長（日山一則君） ただいまの質問についてお答えいたします。

かるまい文化交流センターのほうへの教育委員会事務局の移転といいますか、移動はあるのかというご質問でございましたが、それにつきましてはまだ検討中で、決定してはおりません。組織、あるいはそういった事務事業との見直し等を踏まえて、再編等も踏まえて検討してまいります。

それから、予算の関係で報酬等の地域おこし協力隊の関係がございましたが、地域おこし協力隊の募集は随時年間を通して行っておりますが、残念ながら今のところ応募はございません。なお、予算につきましては協力隊の予算も、会計年度任用職員という身分もありますので、その中に予算化もしております。3名という形で募集はしております。もし、これが実現したならば、財源としては国の特別交付税という形で、隊員1人当たり480万円を限度に財源補填といいますか、財源支援

がございます。そういったものを活用したいというふうに考えております。ですので、一般財源以外で代わる財源としては、そういった特別交付税というのを見込むことが可能でございます。

それから次、予算の関係、電気関連、これは皆さんもご承知のとおり、6月1日から値上げがされたということで、非常に大変な事態が発生しておるわけですが、これにつきましても今後の動向等を踏まえながら、やはり必要な財源は補正等で措置していかなければならないものと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、バスターミナルの関係でございます。バスのターミナルについて、かるまい文化交流センターを停留所という形での申請につきましては、バス会社に協議を今行っておるところでございます。今高速線がインターのそばのほうで展開しておるわけですが、それにかかるまい文化交流センターまで延ばすとなりますと、若干距離が延びて時間もかかるといった観点から、やはりバス会社のほうもその辺の部分の即回答というふうにはいかないということで、現在いろいろそういったメリット等を踏まえて協議をして、これがバスターミナルとなるように努めてまいっておるところでございます。

なお、バスの経費で多額の費用と申し上げましたが、その費用につきましては今申し上げた高速線もありますし、あるいはJR等での支援、あるいは町民バス、コミュニティバス、それらを含めて年間7,000万円程度の予算を計上しておるところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 最後に、今の公民館、それから図書館の跡地利用につきましては、議員のご意見は拝聴しながらも、町民皆さんから広くご意見を拝聴しながら進めてまいりたいというように思っております。ご理解をよろしく願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 以上で答弁が終わったようですが、よろしいですね。

---

◇8番 茶屋 隆 議員

○議長（松浦満雄君） それでは、まだお昼前、時間ありますので、次の質問者に移りたいと思います。

8番、茶屋隆君。

〔8番 茶屋 隆君登壇〕

○8番（茶屋 隆君） 8番、茶屋隆です。それでは、議長の許可をいただきましたので、通告しておきました2点について質問いたします。

まず最初に、空き家の現状について2点お伺いします。空き家に対する町の調査では、平成21年度、平成22年度は町全体で170件、平成27年度は290件と増えており、現在はもっと多くなっていると思われまます。

そこで、二、三年前から振り返ってみますと、一昨年の衆議院選挙、昨年の参議院選挙のとき、選挙を通じて活動して感じたことですが、軽米町全域で空き家がたくさん目立つようになったと思っております。そして、今年の町議会選挙で回ってみて、空き家だけではなく、高齢の独り暮らしの方が4年前に比べて非常に多くなったと実感しました。ということは、5年、10年先は空き家が多くなるのが予想されます。この現実を踏まえて、平成27年5月26日特別措置法施行後の軽米町の空き家に対する対応、対策はどのようなことをやられ、現状はどのような状況なのかお伺いします。

2点目ですけれども、今までの対応、対策を踏まえて、また現状をどのように捉えて、今後どのような空き家対策を進めていかれるのかお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 茶屋議員の空き家の現状についてのご質問にお答えいたします。

軽米町における空き家に対する対応、対策につきましては、当町では平成26年度から平成27年度にかけて業務委託により空き家の調査を行っております。その後、令和元年度に空き家バンクを創設するとともに、39歳以下の若者や移住者を対象にした空き家取得補助やリフォーム等に対する補助を行い、令和3年度、令和4年度にそれぞれ1件の売買が成立したところでございます。本年4月には町外在住の納税者に対し、固定資産納税通知書に空き家バンクに係るお知らせを同封し、制度の周知を図ったところでございますが、空き家の活用を推進するためにはさらなる周知が必要と考えております。

また、倒壊の危険性や衛生面、景観上問題がある空き家、いわゆる空家等対策の推進に関する特別措置法に定める特定空家等が全国的に問題となっておりますが、基本的には建物所有者または管理する方から管理いただくことが前提であり、現在町内で特定空家と判断しているものはございません。しかしながら、今後ますます空き家が増えることは予想されますので、町民の安心安全な生活を維持するため、これまで行ってきた空き家の活用に向けた取組に加え、特定空家等への対応についても他の事例も含めて検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 茶屋隆君。

〔8番 茶屋 隆君登壇〕

○ 8 番（茶屋 隆君） 答弁ありがとうございました。

空き家対策につきましては、私は平成 29 年 12 月定例会で、同僚議員も令和元年 12 月定例会の一般質問の中でいろいろ提言してきましたが、対策はなかなか前へ進んでいないような気がします。確かに空き家は所有者があるので、いろいろな面で難しい問題が多くあると思います。そのため、ここ数年は空き家に関しては、軽米町だけではなく、全国どこの自治体でも改善されていないのが現状で、空き家は毎年増える一方です。

そこで、国では平成 27 年 5 月 26 日に制定した特別措置法の見直しを今年、令和 5 年 3 月 3 日に閣議決定して本格的に見直すということですが、なかなか納得のいくような見直し案は出ていないような気がします。今後は国策として進めていくということですが、何か国から指導等があったのかどうか、あったとすれば内容と、それに対して町ではどのような取組をされていくのかお伺いします。

あと、平成 27 年 5 月 26 日執行の特別措置法ですけれども、規定では空き家の管理は所有者の適切な管理を基本としながら、市町村は著しく治安や防災上の問題が懸念される特定空家等の所有者に助言、指導、勧告、命令、さらには代執行までの処置ができる、加えて市町村は空き家対策計画を定めることができる、協議するための協議会を組織することもできるということが規定されておりますが、今さら聞くのも、私も勉強不足でございましたけれども、現在空き家対策計画を当町では定めていたのかどうか、併せてお伺いします。

それから、先ほど町長が答弁の中で、特定空家は当町ではない。特定空家の定義は、倒壊のおそれがある、衛生的問題がある、ごみ屋敷化している、汚物や落書きで景観に害を与える状況にあるというのが定義でございます。私は、全然ないわけではないなと思って見ておりますが、その辺はどのように捉えているのか、それも含めてお伺いいたします。

○ 議長（松浦満雄君） 総務課総括課長、日山一則君。

〔総務課総括課長 日山一則君登壇〕

○ 総務課総括課長（日山一則君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

特措法等の改正等に当たって国からの指導はあったのかということでございますが、そういった改正等については承知いたしておりますが、ただ特にこうしようという部分で活動はしておらないところが実情でございました。

あと、空き家の計画、その部分につきましても、当町では計画は立ててございません。それから、協議会についても設置はしておりません。いずれにしましても、特定空家等の対策につきましては喫緊の課題といたしますか、すぐにでもやらなければならないものではあると認識はしておりますが、その辺の部分については今後進めていくように努力したいと思っております。

また、町長答弁の中で特定空家はないというふうなお答えしておりましたが、把握していないというようなことで、はっきり言いますと特定空家の定義をもって調査した部分で件数を把握しておらないものですから、当然茶屋議員おっしゃるとおり、そういうふうに見受けられる施設等の存在はあるものというふうな形で認識はしております。いずれにしましても、これまで答弁申し上げましたとおり、有効活用の部分に重きを置いたことで空き家対策のほうを進めてまいりました。今後におきましては、どちらも重要案件として検討を進めてまいりよう努力してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 茶屋隆君。

〔8番 茶屋 隆君登壇〕

○8番（茶屋 隆君） 答弁ありがとうございました。

空き家に関しては、先ほど私も申し上げましたとおり所有者があるので、非常に難しい問題が絡んできます。特定空家に関しましても、私のいところでしたけれども、ちょっとけがをして片づけたのですけれども、ああ、これはもしかすれば特定空家なのかなとも思ったりして、片づけるのに非常に時間と労力がかかりました。そういった空き家がこれからは増えてくるのではないかなと思って心配するので、やはり現実を、実態を把握して、把握してもやっぱり解決はなかなか難しいと思います。ただ、でも現実、実態を把握しておかなければすぐ対応できないというのが、まずそういうことを考えます。

空き家問題に関しましては、いろいろ所有者の意識とかそういうようなのも大事ですので、行政だけの指導とか、そういうのではできないと思いますので、非常に難しい問題だと思います。これから先、国の見直しをしっかりと見据えて、5年、10年かけて対応していかなければ簡単には解決できない問題だと思いますので、大変とは思いますが、解決に向けて前向きに対応していただくことをご要望申し上げます。

それでは次に、かるまい文化交流センター「宇漢米館」の管理運営について2点お伺いします。1点目、5月19日の軽米町商工会の総会の会議の中で、商工会の会員の中からはかるまい文化交流センター「宇漢米館」に商工会が入居するののかという質問が出され、事務局からは入るとも入らないとも明快な回答がないまま閉会したと伺っております。私も会議に出たわけではないので、これは聞いた話ですので、もし間違っていたのであればご訂正、ご指摘していただければいいと思います。3月の定例会の同僚の議員の質問に町長は、軽米町商工会の入居については、これまで検討を重ねてまいりましたが、施設開館当初においては入居しない方向としておりますと答弁されております。また、同僚議員の再質問に対しましては総務課総括課長は、商工会の入居につきましてでございますけれども、現時点では施設開館当初

については入居しないということで要望を受けておりますので、開館をどのような形でやるかというのは今後において検討させていただきたいと思っておりますと答弁されています。町長と総務課総括課長の答弁を聞く限りでは、宇漢米館開館当初には商工会が入居しないと判断しますが、町としてその説明を商工会にされていたのか。

また、しっかりとした説明をされて、開館当初は商工会は入居しないということ商工会に伝えていたのであれば、5月19日の総会のとき、その説明がなかったということは全く考えられないと思っておりますが、いかがでしょうか。総務課総括課長の答弁は、開館後にどのような形でやるかというのは今後において検討させていただきたいと思っておりますということでしたが、3月定例会後、その後検討されたのか、経過をお伺いします。

2点目、商工会が入居するのかもしれないのか、もし入居するのであればどのような形で入居するのか、そのときは指定管理者制度を取り入れるのかお伺いします。

以上、答弁よろしくお願いたします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 茶屋議員のかるまい文化交流センター「宇漢米館」の管理運営についてのご質問にお答えいたします。

かるまい文化交流センターの管理運営についての経緯につきましては、平成29年に軽米町商工会より図書館、公民館部分を除いた分について指定管理の受託、事務室の設置について要望書が出され、その要望に対し、事務室の確保を行う旨の回答をしております。その後、令和3年度に文化団体、保育園保護者、学校PTA、商工会等で構成するかるまい交流駅（仮称）運営検討会議の中で、施設の管理運営計画の策定について協議を行い、商工会の要望を踏まえ、教育委員会事務局が直営で施設管理を行うことを基本とし、かるまい文化交流センター内に事務室を構える予定の商工会と連携して管理を行うこと、また指定管理による運営については今後検討していく旨を計画書案に記載していたところでございます。

昨年になり、かるまい文化交流センターに商工会が事務室を設置するかどうかについて結論が出なかったことから、令和5年3月に開催されたかるまい交流駅（仮称）運営検討会議において、商工会がかるまい文化交流センターの事務室を活用する文言を削除した内容をもってかるまい文化交流センター管理計画書の最終案と決定し、令和5年3月の町議会にかるまい文化交流センター設置条例の参考資料として、かるまい文化交流センター管理計画書を提出させていただいたものでございます。本年5月に軽米町商工会より、かるまい文化交流センターへの事務室の設置に係る要望について取り下げる旨の文書を受け取ったところでございます。

次に、指定管理者制度を取り入れるのかの質問にお答えいたします。令和5年3



月に議決いただいたかまい文化交流センター設置条例において、指定管理での運営を行わせることができることを規定しておりますので、将来実施可能な団体等があれば受託が可能かどうか、直営と指定管理した場合の費用対効果等も考慮の上、検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 茶屋隆君。

〔8番 茶屋 隆君登壇〕

○8番（茶屋 隆君） 答弁ありがとうございました。

そうすれば、商工会は入居しないということによろしいですね。分かりました。私とすれば、そこまでちょっと理解していなかったものですから、商工会が入居すれば、これから検討するのであれば、これは言ってもしょうがないですけども、施設の維持管理については役場の全課が関わり、教育委員会事務局による直営の管理で、商工会にも管理の一部を委託してやっていければいいのかなと思いました。というのは、商工会が入ることによって、平成30年6月定例会、同僚議員の質問に対する町長の答弁は、商工会は地域内商工業者の経営改善、普及や地域内経済振興に合わせて観光振興を図るための諸活動を行う中心的組織であることから、中心商店街のにぎわいを創出していくためには公民連携したイベント開催等、密に連携を図っていくことが肝要と考えておりますと答えております。私も中心商店街の活性化、にぎわい創出につながるものと考えておりますので、そうすれば非常によかったかなと思いますが、経緯からすれば、やっぱり狭いとか、そういった手狭、今までの資料を置くところがないとかそういったことも、今までの町長の答弁とか一般質問の中のあれを聞いていけば、そういったことも理解できないわけではありませんが、いずれにいたしましてもこれからどういう形になるか。恐らく教育委員会事務局が主体となって、役場全課が協力して維持管理運営をやっていかれると思いますが、いずれにいたしましても宇漢米館はこれからの軽米町の拠点になる施設だと思いますので、しっかりと管理運営を行い、町民に喜ばれるような施設になることを要望いたしまして私の質問を終わります。ありがとうございます。

---

◇5番 江刺家 静子 議員

○議長（松浦満雄君） 次の質問者に移ります。

5番、江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） 5番、日本共産党、江刺家静子です。4月に行われた選挙で再び町議会議員として働くことになりました。町のことを決める場が、そして住民の代表として構成されるこの議会で努めてまいります。住民の皆さんが地域のことを

第一に考えるべき議会の一員として誠実に働いてまいります。どうぞよろしく願いいたします。

では、1つ目の質問に入らせていただきます。インボイス制度についてです。インボイス制度というのが、消費税のインボイス制度ですけれども、日本語で言えば適格請求書の制度で、取引金額や年月日、品目、消費税額などに加えて、新たに税務署から割り振られた事業者の番号を記載した請求書や領収書のことをインボイスと言っております。インボイスを発行するためには、いかに営業収入が少なくとも、赤字であっても消費税の納税の義務が発生いたします。課税業者になるか、選ぶことができますけれども、もしも課税業者にならなければ消費税を記載することができなくて、取引から除外される可能性も出てきます。どういう方が対象になるかといいますと、個人事業主や小規模な農家など広範な人たちがいます。また、シルバー人材センターなど、個人で運送業をしたり大工をして、小さな仕事を請け負ってやったりしている、そういう方々が登録して働くシルバー、そういう方々も対象になります。インボイスの導入の目的は、こういう方々の課税をきっちりするというふうなことを税務署では言っておりますが、導入によって地域に根差した小規模事業者に不利益をもたらし、地域経済のさらなる疲弊を招きかねない制度となるのではないかと心配するものです。

このことについて、町は町民に十分に周知していないと思います。先日もあるお店の方に、70代の方ですけれども、一人で商売をされている方に「インボイス、どうするところですか」と聞いたら、「ああ、商工会から何だか来たけれども、俺は一回も行っていないものですから」と言っておりました。インボイスというのを登録して、こちらのお店はずっと値上げしていないというのは私も知っています。5%のときから、8%、10%と消費税が上がっても、500円のものはずっと500円のままであるので、本当に自分限りでやめるということで商売をされていると思いますが、これによって商売をやめるのが早くなれないかと心配するものです。

そこで、町としては、町の取引相手が免税事業者である場合、例えば小売店、飲食店、製造業、大工や農家、ヤクルトの販売、配達している方々も委託の仕事なようです。そういう方々がどういうふうになるのか想定して考えたことがあるのか、また町民への影響をどのように捉えているのかお伺いします。

もう一つは、またこれは具体的な例なのですが、町としてはシルバー人材センターへの影響です。あそこで仕事を取って働いている方々は、1時間幾らではなくて、恐らく委託されたような形になっていると思います。全国でもシルバー人材センターに登録している働く高齢者も対象となるということで、いろいろ問題になっているようです。また、農家の皆さんも、先日国会でこういうことがありました。軽米はたばこ農家があるわけですけれども、JT、昔の専売公社ですか、農家にインボ

イスのことを誤って説明していたということです。インボイス制度は、導入後6年間は免税業者からの仕入れ額の5から8割を控除する経過措置があるそうです。しかし、そのことがないような説明をしていたということで、国会で鈴木財務大臣が大変申し訳ないとか、遺憾だ、周知徹底をしっかりとやっていくと答弁したということが新聞に載っております。インボイスについては、こうした問題が毎日いろんなところから出ております。

最後になりますが、産業開発に納品している業者で、今は1,000万円以下で免税業者になっている方の対応はどうなっているか、農家の皆さんにも説明しているのかどうか、このことについてお伺いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 江刺家議員のインボイス制度についてのご質問にお答えいたします。

インボイス制度の概要を申し上げますと、江刺家議員が述べられたところと一部重複する部分もございますが、国は令和元年10月に10%への消費税率引上げを行うとともに、生活必需品である食料品などの税率を8%に据え置く軽減税率制度を導入いたしました。それに伴い、国は8%と10%の複数税率制度での適正な課税を行うため、令和5年10月から適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度を導入するものでございます。

インボイス制度が導入されますと、消費税の課税事業者は免税事業者から行った仕入れに係る消費税については、仕入れ税額の控除を受けることができないため、税負担が増加することが考えられます。また、免税事業者は適格請求書、つまりインボイスが発行できないため、課税事業者から取引状況を見直しされる可能性がありますとともに、課税業者になるように要求され、消費税の納付が必要になる場合が考えられます。

町民への周知につきましては、これまで庁舎内にポスターとチラシを準備するとともに、税務署主催説明会の開催案内や、制度に関する相談先などについて広報お知らせ版に掲載し、全戸配布を行ってきたところでございます。

町のインボイス制度への対応について申し上げます。町では、一般会計、下水道事業特別会計及び水道事業会計についてインボイス制度の登録を行い、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計については対象となる事業者がないため、登録を行っておりません。

インボイス制度導入後における地域経済に与える影響でございますが、先ほど申し上げましたように町の取引相手が免税事業者である場合につきましては、課税仕入れを行う水道事業会計及び下水道事業特別会計においては、当該仕入れについて

仕入れ税額控除を行うことができなくなるため、受け取った消費税額をそのまま納めることとなり、結果として負担増になると見込まれます。町にとりましては、インボイスに登録していただくことが理想ですが、仮に免税事業者がインボイスに登録した場合には新たに課税事業者となり、消費税の負担が発生することになります。町といたしましては、こうした影響も考慮して、増加が見込まれる消費税については経費節減等により対応してまいりたいと考えております。

シルバー人材センターへの影響について考える点についてお答えいたします。課税事業者であるシルバー人材センターでは、会員へ支払う配分金に発注者から預かった消費税が含まれており、会員のほとんどは免税事業者であることから、インボイス制度が始まると会員との取引において消費税の仕入れ税額控除が認められなくなり、その分を負担するため、新たな納税コストが発生します。シルバー人材センターでは、この新たな納税コストについては発注者と料金の値上げ交渉を行うほか、一層の業務効率化を図ることなどで会員への配分金額に影響のないよう取り組んでいくとのごとでございます。

軽米町産業開発に納品している業者への対応についてお答えいたします。同様に課税事業者である軽米町産業開発におきましては、インボイスへの登録を行っております。取引先への対応といたしましては、インボイスの登録をお願いすることとしておりますが、強制するものではなく、また取引価格についての値下げ交渉も行わないこととしております。

また、産直運営におきましては85名ほどの会員との取引がありますが、ほとんどが免税事業者でございます。こちらにつきましてもインボイスの登録をお願いするものの、強制するものではなく、当然ながら価格交渉につきましても行わず、増額が見込まれる消費税の対応につきましては、他の経費節減等による企業努力に努め、対応していくこととしております。

消費税及びインボイス制度につきましては、国が進める制度でございますが、町民の皆様が支払われた消費税が正確に納付されるよう、また事業者の皆様にご負担がかからないよう、税務署と連携しながら制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 休憩します。

午前11時57分 休憩

-----  
午前11時57分 再開

○議長（松浦満雄君） 再開します。

それでは、午後1時までお昼休憩といたします。

午前 11 時 57 分 休憩

---

午後 零時 58 分 再開

- 議長（松浦満雄君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。  
一般質問を続けます。  
江刺家静子君。

〔5 番 江刺家静子君登壇〕

- 5 番（江刺家静子君） 午前の答弁ありがとうございました。引き続き質問させていただきます。

インボイスによる消費税のことだったのですけれども、免税業者になっている方との取引の場合は、町としては町の負担とし、取引を停止せずにこれまでどおり取引をしてくださるといふことで、それに伴う消費税については、会社で言えば経営努力ですけれども、まずいろいろ節約しながらやっていくということでした。聞けばちょっといいように聞こえるのですが、そうするとだんだんにいろんなところで予算が少しずつ足りなくなっていて、活動が少しずつ小さくなっていくのではないかなと心配します。例えばシルバー人材センターの場合は、納税コストが上がるということでしたけれども、シルバー人材センターに登録して、それを生活の足しにしている方々もいらっしゃると思います。そういう方々が仕事を失わないように、町としてシルバー人材センターへの経営についての援助なども考えていただきたいと思っています。

かるまい文化交流センターも町のにぎわいをとというのが本当に大きな目的の一つであったと思いますけれども、今大町とか仲町、新町のお店屋さんを見ると、本当にいつ閉めたらいいかなという感じで、新しい商品も仕入れずにやっているなど、そういうふうに見受けられる商店もあります。そうすると、ますます町が寂しくなっていくので、本当にこの消費税のインボイス制度がさらに町の寂しさに拍車をかけるのではないかと私は心配しております。

国会の中においても、去年から保守党なども、保守、革新にかかわらず院内の集会を開いて、この制度の延期、中止を求める集会を開いたり、また日本商工会議所という大きな団体があるわけですが、この方法を取っていくと中小業者が淘汰されてしまうということで、反対を表明しているということが載っておりました。中小企業団体、税理士の団体も実施の中止を求めているということです。本当にこのことが町の農家の皆さんとか、商売をやめたりするような影響が出て、ますます過疎化とか寂しい町にならないように願うわけですが、そのことについては町長としてはどのようにお考えでしょうか、お伺いします。

- 議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

[町長 山本賢一君登壇]

○町長（山本賢一君） インボイスに関しましては、直近では先ほど答弁で申し上げたとおりしていきたいと思っておりますし、また今後につきましては、その経過を見て判断してまいりたいというように思っております。

以上であります。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

[5番 江刺家静子君登壇]

○5番（江刺家静子君） インボイス制度の導入によって商売の縮小などで、コロナのときもそうだったのですが、非課税世帯にいろんな援助があったりしました。そういう世帯が増えていくのではないかなと思って心配しております。町長は見守りながら考えたいということでしたので、ぜひとも町がもう少し元気になるように、活性化するように考えていただきたいと思います。

消費税は同じ率になれば、私は共産党の議員として消費税5%に引下げということはずっと訴えてきましたけれども、なかなか実現しなくて、本当は5%に引き下げて、皆さんがその分買物をするようになればいいなと思っております。インボイスの制度についてはこれで終わりました、次の質問に入らせていただきます。

2つ目の質問は、子育て支援についてということで、子育て支援でも、この中では軽米高校のことと、それからいわて子育て応援在宅育児支援金事業についてお伺いします。軽米高校の入学者数は、今年は37人、2年連続して40人以上の欠員が生じているということでした。町でもバス代とか、下宿した場合は下宿代を出しますよとか、タクシー通学とかいろいろな支援をしておりますけれども、よその学校に行く方が多いなと感じております。魅力のある学校ということで、葛巻高校とか伊保内高校などでも工夫しているようです。軽米町でも軽米高校を応援する会というのがあって、私も入ったのですけれども、入ったけれども、一度も何もやったことがないなと思っております。軽米高校を応援する会とか、例えば大野高校なんかの場合は、野球の試合に行くときはバスでみんな応援しに行くということとか言っておりました。軽米高校を応援するという、その気持ちを表す、何かできないかなと思います。

今コロナで、運動会とか文化祭にも行けなかったし、いろいろ行けなかったのですが、今落ち着いてきましたので、町と高校でもいろいろ、生徒たちがボランティアの作業をしたりしていますけれども、そういうときも町民も一緒にやりたいなということを私話をしたことがあるのですが、やっぱり高校生だけでやっているということで、町の応援体制について、金銭面も本当に大事なのですが、応援しているよということで何かできないかなと思います。

小学生のバレーボール、中学校も最近成績がいいのですが、バレーボールを軽米

高校のメインにできたらなという声をバレーボールをしている方々から聞きました。ここでバレーボールをしたい、軽米高校でバレーボールをするということで、そうすると寮が必要だとかいろいろあると思うのですが、でも軽米は今ずっと優勝したりしているので、きっとここに集まってくると思うということを言っていました。そういうことの応援ができないかということを考えて、今町の応援体制ということで大ざっぱに伺います。

それからもう一つは、高校生の給食費全額助成と制服購入費の支給を要望したいと思います。給食は今副食だけで、そのうちの半額を助成していると思うのですが、よその高校を見ると全額援助しているというところもあります。人数も少ないので、これは全額補助してもそんな金額は大きくならないと思いますので、ぜひとも実現してほしいと思います。

それから、制服の購入費ですけれども、軽米高校の場合は男子が4万6,000円、女子が6万円、そのほかに運動着が1万7,150円、そのほかにも運動靴とか様々あるのですけれども、男女で制服の購入費が大分違います。制服の購入費を助成している高校もありますので、ぜひとも実現していただけたらなと思います。せめて男女同じ金額になるようにというのはどうでしょうか。

それから、2つ目のいわて子育て応援在宅育児支援金事業のことについて伺います。岩手県では、今年度から子育て支援で第2子以降の保育料の無償化、それから在宅育児への月1万円の支援に取り組みます。いわて子育て応援在宅育児支援金事業に係る県内の市町村の対応状況を見ますと、4月12日現在で予算の対応済みで動いているところが10市町村、それから4月中に補正予算をして対応するところが13市町村ありました。軽米町は検討中ということで、検討中と答えたところが8市町村でした。軽米町の場合は、今回も予算書に入っていなかったような気がしますが、これからの取組について伺います。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 江刺家議員の子育て支援についてのご質問にお答えいたします。

岩手県立軽米高等学校の入学者の状況は、定員80人に対し、令和3年度は47人、令和4年度は38人、令和5年度は37人となっており、地元中学校からの入学者数も令和3年度は44人、令和4年度、令和5年度とも34人となっており、町内の生徒数の減少や町外の高校への進学を希望している状況も影響していると考えております。

1点目の町の応援体制についてのご質問にお答えいたします。町では、軽米高等学校、軽米高校教育振興会と連携し、広報活動や各種支援を行っているところであり、支援内容といたしましては給食の提供、給食費の補助、通学費の補助、部活動

遠征費等への補助、英語、漢字検定の補助などの負担軽減策を実施するとともに、近隣市町村や県外の八戸市からの入学者を増やす取組や、生徒が関心の高い学業面や部活動といった部分の魅力づくりを一体となって進めているところでございます。

2点目の入学準備等に要する経費への助成についてのご質問にお答えいたします。高校に対する給食費の提供は、平成23年度より行い、給食費の助成については平成25年度より小中学校と同じく3分の1の助成を開始し、平成30年度からは現在の半額の助成を行ってきているところであります。

給食費全額助成と制服購入費の支給については、現在の支援の必要性や緊急度、内容を総合的に勘案の上、生徒が魅力と思える施策について引き続き検討してまいりたいと考えております。今後も入学者の増につながるよう、さらなる魅力づくりについて軽米高等学校、軽米高校教育振興会、町、町民が一丸となって進めてまいりたいと考えております。

次に、いわて子育て応援在宅育児支援金事業の実施についてのご質問にお答えいたします。この事業は、本年度岩手県が新たに行う事業で、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、市町村と共同で育児休業給付金の受給世帯を除く第2子以降の生後8週（2か月）から3歳未満児の子を在宅で育児する世帯に対し、月額1万円の支援金を支給するもので、所得制限はございません。町内では、10世帯ほどが対象となると見込まれており、事業実施に向けて準備を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） 軽米高校の支援について、町と町民が一丸となって応援していきたいという答弁でした。私も、高校生がいない家庭も、高校生がよくランニングしたり、その辺通りますけれども、本当に若い人がいるとうれしくなるし、元気になります。自分のうちの孫ではなくても、ぜひ高校に行って応援できたりしたらいいなと思います。そういうふうにもみんなが応援しているよというのを態度で表せるように何か取り組めたらなと思います。

軽米中学校でも、これは私の感じたことなのですが、やっぱり今の子は行きたいところがあるのですよということで、軽米高校を全然というか、あんまり勧めていないなという雰囲気を感じました。中学校の先生たちは、軽米高校をどういうふうな高校にしたら軽米高校に入るのか、どういうところを変えていったらいいのかなというのもちょっと聞きたいと思います。

それから、いわて子育て応援在宅育児支援金事業のほうなのですが、月1万円の支援金、それからこれまではなかったわけなのですが、第2子以降の保育



料の無償化ということで、軽米町は何年か前から所得に関係なく無償化に取り組んできたということは本当に評価したいと思います。

ここで、県で第2子以降の無償化となった場合に、ちょっと財政的なことをお伺いしますが、軽米町の負担がちょっと減るのかなと思います。そうしたら、そのことをこれからのまた子供への支援のためにそれを使っていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（松浦満雄君） 総務課総括課長、日山一則君。

〔総務課総括課長 日山一則君登壇〕

○総務課総括課長（日山一則君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回のいわて子育て応援保育料無償化事業につきましては、保育料の無償化となる第2子以降の部分、軽米町の場合も33名ほどの方が対象となるようでございます。その経費につきましても、県では2分の1の補助をするということでございますので、この部分の補助金につきましても子育て施策の充実に活用せよというふうな県の指示でございますので、そういった形で子育て支援のほうに有効活用していくというふうなように考えております。

以上、財政面での回答といたします。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） 医療費のほうのことなのですが、今年の8月から高校生まで現物給付になるということが決まって、本当によかったなと思っております。ただ、軽米町は八戸市と境を接していて、八戸市の耳鼻科とか小児科に行くことが多いので、これが本当に東北全体とか日本中に広がればいいなというのが、そういうことを今国でも異次元の子育て支援とかと言っておりますので、ぜひともそういうふうになればいいなと思っております。

それで、高校のことなのですが、今2年連続して40人以上の欠員が生じている学校は、前沢高校、久慈東高校、一戸高校、そして軽米高校と、この4校になっています。もう2年、軽米高校は連続しておりますので、本当に3年となると、少しでも早くこの対策といいますか、その応援、これを何としても残してほしいし、軽米町ではこういうふうはこの学校を存続させたいということを態度に表すことが必要ではないかと、この前ある県議会議員の方のお話を聞きました。ですから、町民にも呼びかけて、ぜひ軽米高校を応援していきたいと思います。ただ、生まれる子供が少ないので、なかなか大変かとは思いますが、高校や大学に入ればまたお金がかかるので、高校は軽米町でも魅力ある学校にしていけるように私たちも応援したいと思います。

次に、3件目、医療廃棄物のほうの質問に入ります。同僚議員も詳しく聞きまし

たので、私は簡単にといいますか、聞きたいと思います。2022年8月、かるまい文化交流センター建設用地から出た医療廃棄物の撤去をめぐり岩手県を訴えている裁判について、裁判の状況について伺いますということで、先ほども同僚議員が質問いたしました。

それで、ここの工事費ですけれども、平成28年度の計画書のときは26億9,200万円という予算額でした。令和2年度に来て28億6,100万円、そして令和4年度に来て33億4,600万円、これはここに来て裁判の費用とか備品なども含まれてきましたので、そういう金額になりました。令和5年度は、また新しい予算がプラスになって、工事のほうは終わるわけですけれども、前にもお話ししましたけれども、私この建物を建てるに当たって28億円かかりますよと言った、その中の椅子とかそういうものも全部入っていると思っていたのですが、そうではなかったということで、そしてそれを、ほかに医療廃棄物のことも2億円近くかかったということで、令和4年12月末の計画表によると33億4,600万円という大きな金額になっております。

この裁判では弁護士を頼んでいるわけですけれども、これまでに弁護士の委託料の支払い済みといいますか、何回か払っているのでしょうか。

それから、この前提案されたのは、中身の説明がなかったのもあれですけれども、もう一つお聞きしたいのは、土地の売買契約は前の地権者と売買契約を結んでいるわけです。その方も裁判の対象になっているということでした。本来であれば、その方を訴えて、その方が県を訴えるという形なのではないかと思います。それで、地権者との関係はどうなっているか、そしてさっき言った弁護士の委託料はどうなっているのか。

それから、もう一つお聞きしたいのですが、土壤汚染対策法という法律があります。これがそこにある3,000平米以上の土地に、そこは全く違うものに使う場合は県に届けなければならないということだったのですが、そういうのがあるのですが、ここは対象になっていたのでしょうか、そのことをお伺いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 江刺家議員のご質問にお答えいたします。

中村議員の答弁と重複しますが、盛岡地方裁判所に訴状を提出してから計4回にわたり双方の代理人弁護士等が出廷し、裁判所と協議を進めているところでございます。

議員ご承知とは存じますが、訴状を裁判所に提出しますと事件番号が決まり、訴訟提訴からおおよそ1か月後に第1回目の期日が開かれることとなります。当町の第1回目の期日は、昨年10月14日に予定されていたところ、ウェブ会議方式に

変更されたことに伴い延期されることになり、12月8日に第1回期日が開催されたところでございます。第2回目以降は、おおよそ40日に1回の割合で期日が開かれ、期日に合わせて双方から互いに主張書面、準備書面に証拠となる書面を添付し、提出していくこととなります。相手方の主張に対し反論し、再反論から再々反論などと書面を提出していきませんが、現在のところ双方の言い分が出そろった時期は予測がつかない状況であります。

町や県の具体的な細部の主張につきましては、中村議員の質問で申し上げましたとおり、相当な量になることに加え、現在係争中でありますので、詳細な答弁は控えさせていただきたく、ご理解をお願いするものであります。

当町におきまして、5月10日に開催されました第4期日におきまして、岩手県の被告準備書面に対する反論として第4準備書面を提出したところでありますが、原告である町が提出した当該準備書面に対し、被告である岩手県が6月末を目途に反論書面を提出し、それを踏まえ裁判所が論点整理や今後の方向を検討することになっているのが現在の状況であります。

これがまずこれまでの医療廃棄物撤去をめぐる岩手県を訴えている裁判の状況であります。地権者を訴訟すべきではというふうなご質問と、それから予算のほうに関しては担当課長のほうから答弁させたいと思います。

〔「ちょっと休憩いいですか」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 休憩します。

午後 1時27分 休憩

-----  
午後 1時28分 再開

○議長（松浦満雄君） 再開します。

副町長、江刺家雅弘君。

〔副町長 江刺家雅弘君登壇〕

○副町長（江刺家雅弘君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、第1点目、土地の売主との訴訟の関係の順序といいますか、順番のことについてお話があったかと思えますけれども、以前もご説明申し上げましたけれども、今回の訴訟につきましては、取りあえず本来の流れでいきますと土地を売った方を訴えて、土地を売った方が県を訴えるといった、そういった本来の順序になるかと思えますけれども、その辺は弁護士とも相談した上で、いずれかなり時間をさらに要することになるといった部分で、県と土地を売った方を同時被告とする同時裁判という形で、裁判所のほうに訴えて手続したほうがスムーズに進むのではないかなというふうなことで、双方を被告として今訴訟を行っているという状況でございます。

土地を売った方につきましては、いずれ土地の瑕疵担保責任という部分でやり取

りを進めているというところでございますけれども、裁判所のほうもいずれ県の医療局と町との関係が一番あれだということで、双方のやり取りをいずれの申出といえますか、反論といえますか、その辺を中心にやり取りをしているという状況でございます。

次に、弁護士の委託料というか、費用につきましてですけれども、これまで取りあえず440万円ほど、まず着手金、前払い金というような形でお支払いしております。その後は、まだ支払いしておりませんが、今回の裁判費用の中にもその費用を計上できるということで、1億9,000万円ほどの訴訟額の中には1,000万円ほどの弁護士の費用というのも盛り込まれております。その辺は、今後の裁判の行方をもって、こういった形で解決になるのかあれですけれども、総体的には、最終的に弁護士からの請求等によって支払われるものと考えております。現段階では、取りあえず440万円ほど支払っているという状況でございます。

また、土壤汚染対策法の対象かということでございますけれども、これはその土地の施設に例えば化学工場だとか、そういった汚染を想定されるような工場等があった場合は土壤汚染対策法の適用になるわけですけれども、ただ、今回土壤汚染対策法に基づいた鉛が検出されたということに基づいて処理の仕方だったり、鉛の検査等を行っているものでございまして、実際にそれらの対象になっている土地かといいますと、本来は対象ではない病院の跡地、あとは企業誘致した工場の跡地ということで、そういった対象になる土地ではない土地でございます。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） 元が病院だったので、対象になるのではないかなと思ってお聞きいたしました。去年の訴訟したときの説明で、最高裁までも行く考えだというふうなことがありましたけれども、そういうところまで行かなくても早く決着をつけてといいますか、岩手県と岩手県内の軽米町なので、よりよい方向に行ってほしいなと思います。開館して、そしてみんながいろいろなお祝いの行事とかしているときに、ここは医療廃棄物が出た土地だというのがいつまでも残っていかないようになればいいなと思います。

私も昨日、前に渡された資料を見ましたけれども、出土したところが広くというか、ありました。前にあの辺に霊安室があったのですけれども、霊安室があって、その近くに注射器とか、いろいろな手術に使ったものとかを燃やす焼却炉みたいなのがあったりして、それが広がっていったというのは、恐らくあそこ、建物を壊してならしたりするときになったのかなとか、広まっていったのかなとちょっと想像したりしました。県との仲がまだ決着がつかないので、何とも言われませんが、

弁護士に1,000万円の予算を取っているということで、楽しみにしている方々もいらっしゃいますので、一日も早い決着がつくようにしたらいいなと思います。

土壤汚染対策法というのは、工場だけではなくて病院とかも、それはならないのでしょうか。

最後にもう一つ、ちょっとお聞きしたいのですが、大分完成してきた3月頃でしたか、あそこに行ったときに、端っこのほうにまた基礎が掘り起こされたのかなというコンクリートの大きな殻が出ておりましたけれども、ああいうのもまた片づけるものの経費に入るのでしょうか。

○議長（松浦満雄君） 副町長、江刺家雅弘君。

〔副町長 江刺家雅弘君登壇〕

○副町長（江刺家雅弘君） ただいまのご質問にお答えいたします。

化学工場等、様々もっと種類があるのですけれども、いずれ病院は土壤汚染対策法の対象ではないというものでございます。詳しい、そのほかの工場というのがどういうものかとなりますと、ちょっと資料を持ち合わせておりませんが、いずれ病院はそういった対象の施設ではないということでございます。

それから、コンクリート殻等も撤去した後にも見受けたけれども、そういった費用もということでしたけれども、いずれ今年の2月かそれぐらい、最終的な部分で、いずれ本来全て撤去して、一旦病院の跡地ですか、病院とか幼稚園で使った建物を全て一応町のほうで解体したのですけれども、いずれ基礎の一番深い部分が、取壊しが残っていた部分の殻が若干出てきたということで、それはそれとして工事の廃棄物として今回変更、議会にお願いしているわけですが、それらの変更契約書の中でコンクリート殻につきましても適正に処理しているものでございます。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） よろしいですね。

以上をもって本日の一般質問を終わります。

---

◎散会の宣告

○議長（松浦満雄君） 次の本会議は、6月7日午前10時からこの場で開きます。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（午後 1時38分）